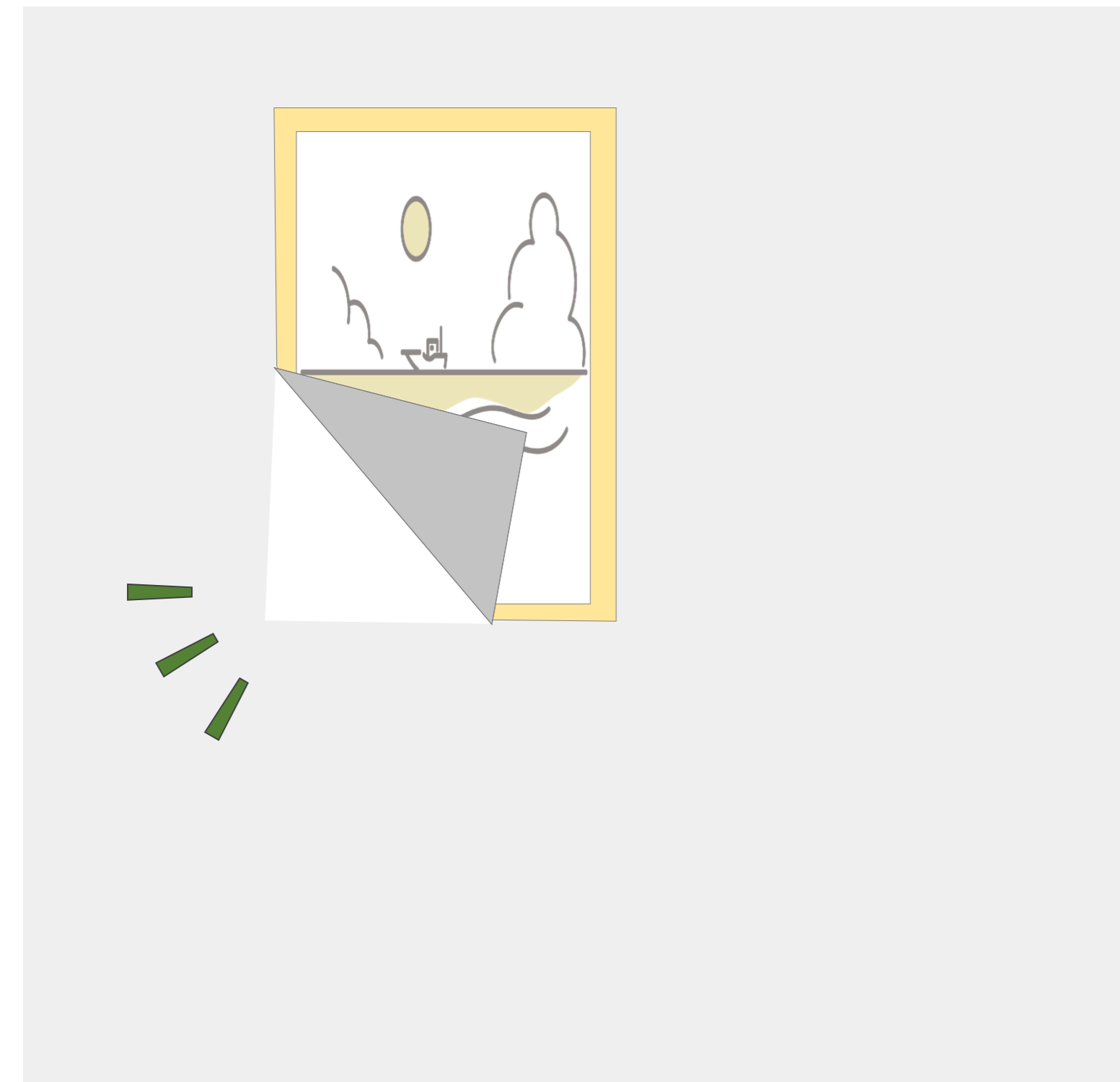


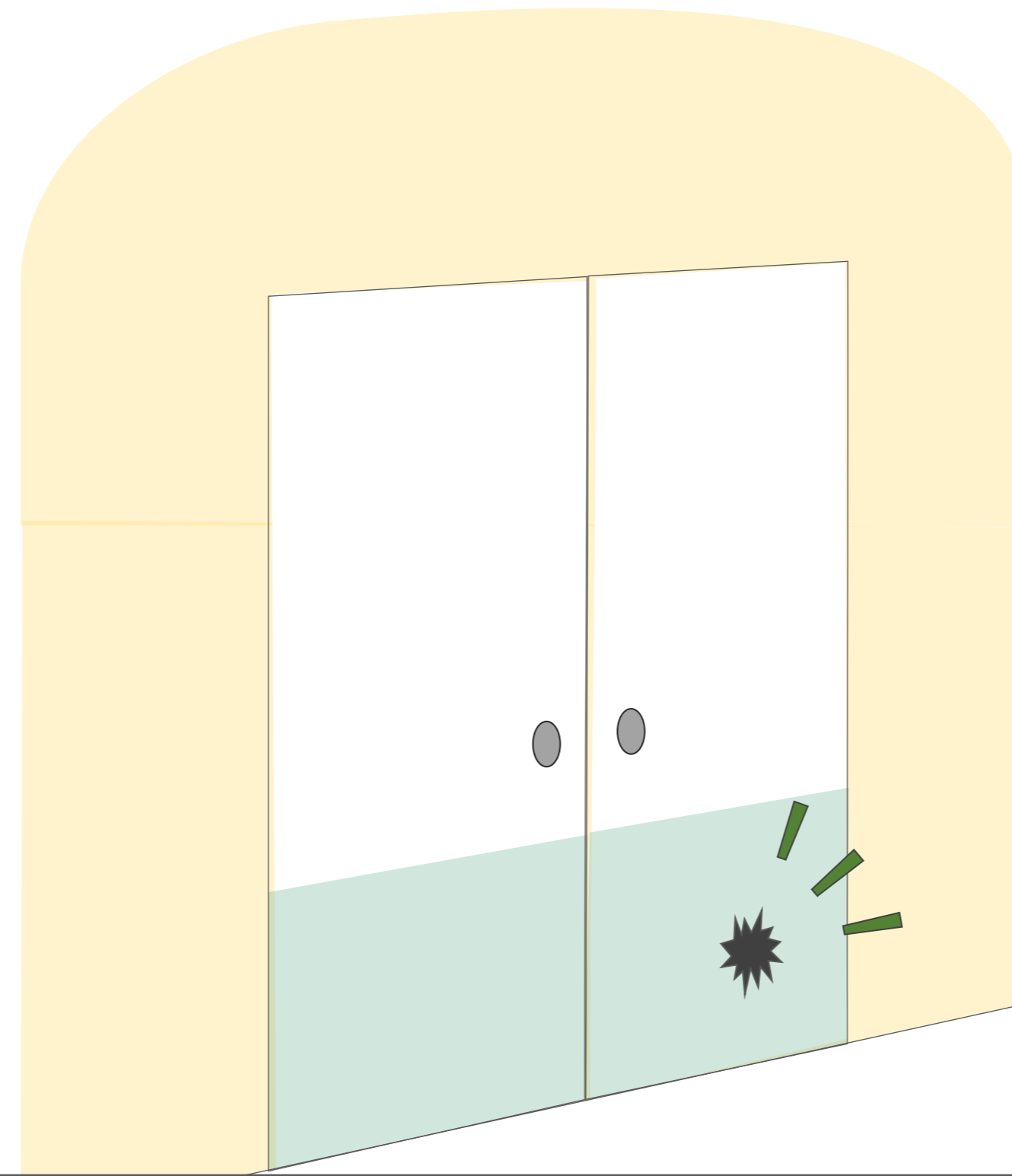
# 修繕費用は 誰の負担？



©2014 大阪府もずやん



①壁紙に日焼け跡がついてしまった。



②襖に穴をあけてしまった。

賃貸住宅退去時の修繕について  
上記①、②は貸主の負担か借主の負担か説明できますか？

答えはこちらで検索



大阪府 原状回復

検索

トラブルに巻き込まれないために大阪府版ガイドラインを読んで正しい知識を身につけましょう。

※大阪府では、令和6年2月1日から令和6年3月31日を「賃貸住宅原状回復トラブル防止啓発月間」と設定し、周知啓発に取り組んでいます。

